

昭和32年8月12日第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行 平成29年8月1日 No. 791

労働基準情報

# 岩手

August

8  
2017



『秋彩の水辺(和賀町)』 写真：眞 館 弘 治

## 快適な職場に響く合言葉 「健康・安全・ゼロ災害」

(中災防平成29年 年間標語)

### 〔目次〕

|                                                                           |       |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 厚生労働大臣表彰上传達授与式、<br>陸上貨物運送事業における荷役5大災害の防止について、<br>労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう | 2・3   |
| 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき<br>措置に関するガイドライン（最終回）                               | 4     |
| 平成28年度「過労死等の労災補償状況」を公表                                                    | 5     |
| 安心して働くための「無期転換ルール」とは                                                      | 6     |
| クエスチョン（LGBTなどの性的マイノリティの労働者への配慮について）、<br>岩手県非正規雇用労働者待遇改善支援センターのご案内         | 7     |
| メンタルヘルスとコミュニケーション⑰                                                        | 8     |
| インフォメーション                                                                 | 9     |
| 講習会のお知らせ                                                                  | 10・11 |

第90回全国安全週間（7月1日～7月7日）に合わせ、7月3日に、岩手労働局において、「厚生労働大臣功績賞」の表彰状伝達授与式が行われました。

式は、表彰を受ける公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 岩手県支部長 渡邊忠夫殿（前列中央右）、来賓の岩手労働災害防止団体連絡協議会の副会長（陸災防岩手県支部長）高橋嘉信氏（前列右）、を迎え、岩手労働局長（前列中央左）以下、労働基準部長（前列左）、各課室長（後列）の出席のもと、執り行われ、久古谷敏行岩手労働局長から「地域全体の安全衛生水準の向上に多大な貢献があったと認められた」として公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 岩手支部長 渡邊忠夫殿に表彰状が伝達授与されました。

おめでとうございます。



#### ◆ 「厚生労働大臣功績賞」

##### 【受賞者】

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
岩手県支部長 渡邊 忠夫 殿

##### 【受賞の事由】

（公社）建設荷役車両安全技術協会岩手県支部のトップとして、同協会が推進する各種安全衛生活動に関し指導的な役割を果たすとともに、協会会員のみならず、建設荷役車両を使用する事業場等における安全水準の向上を積極的に図る等、地域全体の安全衛生水準の向上に多大な貢献があったと認められたこと。

## 厚生労働大臣表彰状 伝達授与式

陸上貨物運送事業の荷役作業における死亡労働災害では、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④トラックの無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役5大災害」という。）が約80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていなかったことが明らかとなっています。

陸上貨物運送事業者の皆様には下表に示す荷役5大災害を防止するための対策の徹底をお願いします。

また、荷主・配送先・元請事業者においても、陸上貨物運送事業者が実施する対策のための設備改善や作業

| 荷役5大災害         | 対 策                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| ①墜落・転落         | 作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう                             |
| ②荷崩れ           | 積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に積付けを行いましょう（積みおろし配慮）            |
| ③フォークリフト使用時の事故 | フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう        |
| ④トラックの無人暴走     | 降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう |
| ⑤トラック後退時の事故    | 後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう      |

## 陸上貨物運送事業における荷役5大災害の防止について



# 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



## +1 土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上  
の休暇を実施しましょう。

2017年7月

| 日     | 月     | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|-------|-------|----|----|----|----|----|
|       |       |    |    |    |    | 1  |
| 2     | 3     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9     | 10    | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16    | 17    | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23/30 | 24/31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる。制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)\*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

## 1) 導入のメリット

**事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

**従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 2) 導入例

例えば、2017年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせ、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇と組み合わせで連続休暇にすることができます。また、点団みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2017年8月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |

## 3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

| 5日            | 5日           | 15日           | 5日           |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 事業主が計画的に付与できる | 従業員が自由に取得できる | 事業主が計画的に付与できる | 従業員が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

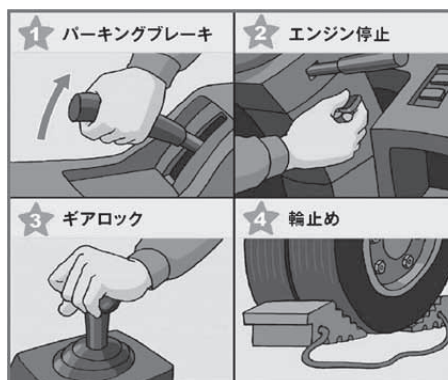
| 方式      | 年次有給休暇の付与の方法    | 適した事業場、活用事例                          |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式  | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与   | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用  |

場所の見直し等への協力をお願いします。

詳しくはパンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために」及び「荷役5大災害防止対策チェックリスト」を参照してください。

入手はweb検索、「荷役5大災害 チェックリスト パンフレット」から。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)



逸走防止措置の  
4点セット

岩手労働局健康安全課

**(事業主のみなさまへ)**

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

# 労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

※5月～8月最終回です。

**前号のあらすじ****(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置**

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合には、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

**その4 賃金台帳の適正な調製**

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

**その5 労働時間の記録に関する書類の保存**

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

労働基準法第109条においては、「その他労働関係に関する重要な書類」について保存義務を課していますが、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類もこれに該当し、3年間保存しなければならないことを明らかにしたものです。

具体的には、使用者が自ら始業・終業時刻を記録したもの、タイムカード等の記録、残業命令書及びその報告書、労働者が自ら労働時間を記録した報告書などが該当します。

なお、保存期間である3年間の起算点は、それらの書類ごとに最後の記載がなされた日となります。

**その6 労働時間を管理する者の職務**

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

人事労務担当役員、人事労務担当部長等労務管理を行う部署の責任者は、労働時間が適正に把握されているか、過重な長時間労働が行われていないか、労働時間管理上の問題点があればどのような措置を講ずべきかなどについて把握、検討すべきであることを明らかにしたものです。

**その7 労働時間等設定改善委員会等の活用**

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

自己申告制により労働時間の管理が行われている場合等においては、必要に応じ、労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状の問題点や解消策等について検討することが望まれます。

詳しくは最寄りの労働基準監督署、  
岩手労働局にお問い合わせください。

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku>)

# 平成28年度「過労死等の労災補償状況」を公表

(厚生労働省ホームページ：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168672.html)

厚生労働省は、平成28年度の「脳・心臓疾患」及び「精神障害」に係る件数等を取りまとめ、「過労死等の労災補償状況」として公表しました。岩手労働局管内と全国の状況は、以下のとおりです。

全国と岩手労働局管内における労災補償の状況は、表1及び2のとおりです。

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (単位：件)

| 岩手 | 区分     |              | 年度       |           |          |          |          |
|----|--------|--------------|----------|-----------|----------|----------|----------|
|    | 脳・心臓疾患 |              | H24      | H25       | H26      | H27      | H28      |
|    |        |              |          |           |          |          |          |
|    |        | 請求件数         | 5<br>(3) | 10<br>(5) | 7<br>(2) | 6<br>(4) | 4<br>(1) |
|    |        | 決定件数         | 8<br>(4) | 4<br>(2)  | 7<br>(5) | 5<br>(2) | 5<br>(3) |
|    |        | うち支給<br>決定件数 | 4<br>(3) | 1<br>(1)  | 5<br>(3) | 4<br>(2) | 5<br>(3) |

表2 精神障害の労災補償状況 (単位：件)

| 岩手 | 区分   |              | 年度        |           |           |          |          |
|----|------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
|    | 精神障害 |              | H24       | H25       | H26       | H27      | H28      |
|    |      |              |           |           |           |          |          |
|    |      | 請求件数         | 10<br>(1) | 16<br>(1) | 13<br>(3) | 7<br>(1) | 9<br>(4) |
|    |      | 決定件数         | 12<br>(1) | 7<br>(1)  | 17<br>(4) | 9<br>(1) | 4<br>(1) |
|    |      | うち支給<br>決定件数 | 5<br>(0)  | 6<br>(1)  | 10<br>(2) | 6<br>(0) | 3<br>(1) |

| 全国 | 区分     |              | 年度           |              |              |              |              |
|----|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|    | 脳・心臓疾患 |              | H24          | H25          | H26          | H27          | H28          |
|    |        |              |              |              |              |              |              |
|    |        | 請求件数         | 842<br>(285) | 784<br>(283) | 763<br>(242) | 795<br>(283) | 825<br>(261) |
|    |        | 決定件数         | 741<br>(272) | 683<br>(290) | 637<br>(245) | 671<br>(246) | 680<br>(253) |
|    |        | うち支給<br>決定件数 | 338<br>(123) | 306<br>(133) | 277<br>(121) | 251<br>(96)  | 260<br>(107) |

※( )は死亡

| 全国 | 区分   |              | 年度             |                |                |                |                |
|----|------|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|    | 精神障害 |              | H24            | H25            | H26            | H27            | H28            |
|    |      |              |                |                |                |                |                |
|    |      | 請求件数         | 1,257<br>(169) | 1,409<br>(177) | 1,456<br>(213) | 1,515<br>(199) | 1,586<br>(198) |
|    |      | 決定件数         | 1,217<br>(203) | 1,193<br>(157) | 1,307<br>(210) | 1,306<br>(205) | 1,355<br>(176) |
|    |      | うち支給<br>決定件数 | 475<br>(93)    | 436<br>(63)    | 497<br>(99)    | 472<br>(93)    | 498<br>(84)    |

※( )は自殺

脳梗塞などの「脳血管疾患」、心筋梗塞などの「心臓疾患」については、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝等による要因により徐々に増悪して発症するものですが、過重な仕事により自然経過を超えて急激に増悪し発症する場合もあります。これらは「過労死」とも呼ばれます。

岩手管内の請求件数は平成25年度を境に減少し、平成28年度は4件になっていますが、全国の請求件数は前年度より30件増加しています。

なお、脳血管疾患・心臓疾患の労災認定は、平成13年12月に定められた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」により判断されています。

精神障害は、外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

岩手の請求件数は前年度より2件増加していますが、全国の請求件数は71件増加し、過去最多になっています。

全国の支給決定における出来事別の支給決定件数は、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が74件と最も多く、次いで、極度の長時間労働などの「特別な出来事」が67件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が63件と続いています。

なお、精神障害の労災認定は、平成23年12月に定められた「心理的負荷による精神障害の認定基準」により判断されています。

「脳・心臓疾患」及び「精神障害」の労災補償については、岩手労働局労災補償課（019-604-3009）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



事業主の皆さま・働くすべての皆さまへ

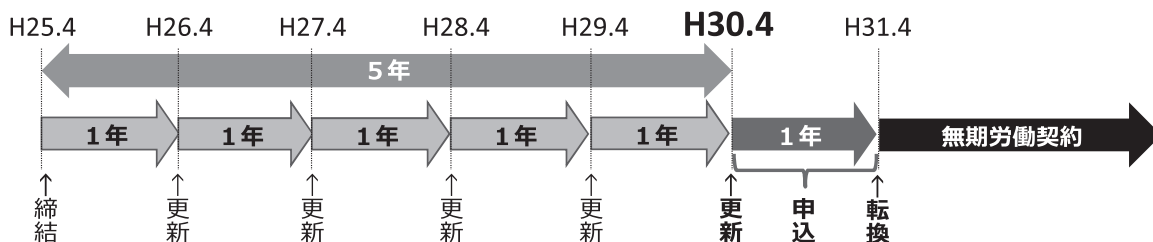
## 安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

### 無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

### 円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html)

円滑な無期転換

検索

### 非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検索

### 雇止めの慎重な検討について

雇止めについては、労働者保護の観点から過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止め法理）が確立しています。平成24年8月10日施行の法改正は、雇止め法理の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化したものです（労働契約法第19条）。次の①、②のいずれかに該当する有期労働契約であって、使用者が雇止めすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

- ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
- ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの。

岩手労働局雇用環境・均等室

☎019-604-3010


 クエスチョン

## LGBTなどの性的マイノリティの労働者への配慮について

**Q** 当社に、戸籍上の性別は男性で、これまで男性として勤務してきた従業員がおります。先日この従業員から性同一性障害であると告白され、女性の服装や化粧をして出勤したいこと、女性用のロッカーやトイレを使用したいことの要望がありました。この従業員はプライベートでは女性として生活しており、会社で男性用のロッカーやトイレを使用することが苦痛になったとのことでした。しかし、当社には女性従業員も数多くおり、本人の要望を受け入れた場合、職場内に混乱が起きることも予想されます。当社はどのような対応を取るべきでしょうか？

**A** 回答の前に、「LGBTなどの性的マイノリティの方」について説明します。Lはレズビアン（同性を好きになる女性）、Gはゲイ（同性を好きになる男性）、Bはバイセクシャル（両性を好きになる方）、Tはトランスジェンダー（身体・戸籍の性別と自己の性別についての認識が一致しない方で、性同一性障害の方も含む。）の頭

文字です。LGBTなどの性的マイノリティに該当する方は、約8%（約13人に1人）といわれています。

ご質問の回答ですが、性同一性障害の労働者が、自認する性別に応じた服装をすることやロッカー・トイレを利用することは、人格的利益に関連すると考えられます。一方で、企業としては、企業秩序維持等の観点から、社内外への影響を考慮し、服装等に関して一定の制約を設けることが一概に否定されるものではないと考えられます。しかし、こうした措置については、法令上の明確な規定はないものの、性同一性障害が社会的にも認識されていることなども踏まえると、企業秩序、または、業務遂行において、著しい支障を来すというような事情がない場合に一方的に制約することは、不合理な措置と判断される可能性もありますので、その必要性・合理性を考慮して、慎重に適否を判断する必要があります。

なお、厚生労働省では、LGBTなどの性的マイノリティの労働者への配慮について、事業所の先進的な取組例を紹介しています。詳しくは、岩手労働局雇用環境・均等室、または、各労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーに問い合わせください。

### 岩手労働局委託事業

## 岩手県非正規雇用労働者待遇改善支援センターのご案内

岩手労働局では、非正規雇用労働者待遇改善支援事業としてヒューマンリソシア(株)に業務を委託しています。

次のような悩みをお持ちの事業主のみなさま、ぜひ岩手県非正規雇用労働者待遇改善支援センターにご相談ください。

社会保険労務士等専門家により対面での相談のほか、電話・メールによる相談にも対応します。

#### 【相談内容の例】

- ・非正規社員のモチベーションを上げたい
- ・優秀な非正規社員を確保したい
- ・賃金制度の見直し方が分からない
- ・非正規社員の待遇改善に向けた原資の確保が難しい

#### 【相談の流れ】

##### ■ステップ1：電話・メールでの相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが悩みをお伺いします。

##### ■ステップ2：賃金制度の見直しをお手伝い

事業所を訪問して賃金制度の見直しについてアドバイスを行います（希望制）

一相談窓口はこちら

### 岩手県非正規雇用労働者待遇改善支援センター

〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館4F 3号室

電話：0120-00-2873

メール：iwate-taigukaizen@athuman.com

#### 【問い合わせ先】

岩手労働局雇用環境・均等室

電話 019-604-3010

# メンタルヘルスと コミュニケーション

⑰ レジリエンスー

今松 明子

ユング、どっかで聞いたことあるなあという方もいらっしゃると思いますが、スイスの精神科医で心理学者なのですが、ユングは青年期から中年期に差し掛かる時期、人によって差はあると思いますが30歳代後半でしょうか、これを「人生の正午」と表現しています。人生の折り返しの時です。正午をむかえる前の午前の人生は心身ともに調子よく、前向き、上昇、繁栄、拡がりなど、楽しく明るいイメージができますね。反対に正午をむかえた後の「午後」は夕方に向けて暮れていく時間帯です。下向き、下降、衰微、収束の方向に向かっていくというイメージになりますね。午後へと移行する時期はとても難しく、だからこそ重要だということです。多くの人が人生の正午を迎える時、午前と同じ生き方でいいのだろうか、とこれからの自分の人生について自問自答し、悩んでいくと言われています。アメリカの心理学者レビンソンはこれを「中年の危機＝ミドルエイジクライシス」と呼んでいます。職場でも家庭でも責任が大きくなっていくことが想定される時期に当たりますね。加えてますます高齢になっていく両親のことや自分自身の健康に関することなど不安材料が増えていく時期でもあります。この年代、そういう物理的・心理的負担が一挙に押し寄せ、ニッチモサッチもいなくなってしまうというイメージは理解できるところですね。

この危機的な時期をうまく切り抜けられれば、その後の人生は豊かなものになっていくんだと本には書いてありました。そうなのかと本を読み進めていくと、「充実した人生を送ろうとしないのは、終わりを受け入れようとしなないと同じことである。」との言葉がありました。ちょっと難しいですね、わかっていることですが、私たちは限られた時間の中で生きています。なんとなく、ずっと先のことというように漠然とさせることで考えることを避けているようなところがあるように思います。でもそうではなく、それを意識することがとても重要なんだ、だからこそ、自分のすべきことを明確にし、一生懸命人

生を生きていくことができるのではないかと理解をしたところです。

さて、「心が強い」とはどんなイメージを持ちますか。何を言われてもくよくよししない、ビクともしないような状態、あるいは強い衝撃を受けても挫けない、意欲を失わないような感じでしょうか。今回のテーマであるレジリエンスも心の強さを高めていくものですが、頑強な心の強さとは反対に、柳の枝のように強い風に吹かれてもナヨナヨとして折れない感じと表現したらイメージをつかめるかと思います。弾性とか弾力と訳されています。抵抗する力、復元する力のようなものです。ですから、レジリエンスの高い人は自分が置かれている状況が不安定であつても、過酷であつても前向きに対処し、打ち勝っていけるということです。つまり、しなやかな強さとも表現できるかと思いますが、心が折れないと言うことにつながっていくということです。

最近、日々の仕事に対する責任を果たそうという気持ちは大きいけれど、なかなか思い通りにいかず結果に結びつかない、イライラ感、徐々に重圧を感じるようになり、精神的に落ち込んで行ったという人がいました。その方はもうすぐ40歳になるとことでしたが、「自分はミドルエイジクライシスだと思う。」と口にしていました。普段はバイタリティの塊のような人ですが、明らかに元気がなく参っているように見えました。心の状態は言葉や表情、行動等に出ることはご承知の通りですが、口にする言葉もネガティブでいつもの人とは思えないようなイメージでした。

こういうまじめ一徹の人ほど日常からレジリエンスを高めていく努力が必要なのではないかと思っています。レジリエンスには思考の柔軟性が必要なのです。過酷な状況においてもネガティブな面だけではなくポジティブな面を見いだす事ができるかどうかということです。つまり、感情調整ができるかどうかです。簡単に諦めちゃったり、最初から無理だと言うように決めつけてしまつてはレジリエンスを高めることはできません。時には諦めると判断をして諦めることも必要ですが、どうにかなるさと考えることができる楽観的なところもとても重要です。加えて、自分を理解してくれる人、支持してくれる人が近くにいるかどうかによつてもレジリエンスは違つてきます。(つづく)





インフォメーション

## 新会員事業所のお知らせ

6月に加入された事業所をご紹介します

| 支部名 | 事業所名          | 所在地 |
|-----|---------------|-----|
| 盛岡  | 岩手グリーンアスコン(株) | 盛岡市 |
| 花巻  | 花巻バイオチップ(株)   | 花巻市 |

| 支部名 | 事業所名                 | 所在地 |
|-----|----------------------|-----|
| 花巻  | (株)V・テナジーマネジメント花巻事業所 | 花巻市 |
| 二戸  | (株)玉川観光タクシー          | 二戸市 |

|        |       |      |   |      |    |        |       |
|--------|-------|------|---|------|----|--------|-------|
| 5月末会員数 | 5,089 | 6月加入 | 4 | 6月退会 | 12 | 6月末会員数 | 5,081 |
|--------|-------|------|---|------|----|--------|-------|

# 岩手県 産業安全衛生大会 2017

大会式典

事例発表

岩手大崎電機  
株式会社

特別講演



「プロジェクトX」他  
数々の番組を担当

国井 雅比古氏  
(元NHKアナウンサー)

〈演題〉

小さな旅して  
～人との出会いと発見～

併設イベント

12:00開場〈小ホール〉  
ミドリ十字展  
パネル展

平成29年 **9月27日(水)** 開場12:00 開会13:30  
都南文化会館キャラホール 盛岡市永井24-10-1

第76回

# 全国産業安全衛生大会

開催期間 平成29年 **11月8日(水)→11月10日(金)**

会場

総合集会 **11月8日**

ワールド記念ホール

分科会 **11月9日・10日**

神戸国際展示場、神戸国際会議場ほか

特別講演 (総合集会)



網膜再生医療の開発

理化学研究所 多細胞システム形成研究センター  
網膜再生医療研究開発プロジェクト

プロジェクトリーダー **高橋 政代氏**

同時開催

緑十字展2017

会場：神戸国際展示場

## 講習会のお知らせ

29年10月迄のご案内

| 区分               | 講 習 名                      | 実 施 日                | 場 所            | 定 員 | 申 込 先 | 受 講 料                       | テキスト代 |
|------------------|----------------------------|----------------------|----------------|-----|-------|-----------------------------|-------|
| 技<br>能<br>講<br>習 | 有機溶剤作業主任者技能講習              | 9/11(月)～12(火)        | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 本 部   | 10,800                      | 1,944 |
|                  | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習       | 8/28(月)～30(水)        | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 締 切   | 16,200                      | 2,160 |
|                  |                            | 8/28(月)～29(火)・31(木)  | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 本 部   |                             |       |
|                  | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習   | 10/19(木)～20(金)       | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 本 部   | 10,800                      | 1,944 |
|                  | 玉掛け技能講習                    | 8/24(木)～25(金)・27(日)  | アイ・ドーム他        | 30  | 一関支部  | 22,680<br>(一部免除者)<br>20,520 | 1,645 |
|                  |                            | 8/29(火)～31(木)        | 気仙教育会館他        | 30  | 大船渡支部 |                             |       |
|                  |                            | 8/29(火)～30(水)・9/1(金) | 気仙教育会館他        | 20  | 大船渡支部 |                             |       |
|                  |                            | 9/11(月)～13(水)        | 岩手労働基準協会花巻支部   | 30  | 花巻支部  |                             |       |
|                  |                            | 9/19(火)～21(木)        | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  |                            | 9/19(火)～20(水)・22(金)  | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/2(月)～4(水)         | 岩手労働基準協会宮古支部他  | 30  | 宮古支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/16(月)～18(水)       | 岩手労働基準協会花巻支部   | 30  | 花巻支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/18(水)～20(金)       | 久慈市文化会館        | 30  | 二戸支部  |                             |       |
|                  | フォークリフト運転技能講習<br>(31時間コース) | 8/21(月)～24(木)        | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 盛岡支部  | 29,160                      | 1,620 |
|                  |                            | 9/11(月)～14(木)        | 岩手労働基準協会宮古支部   | 30  | 宮古支部  |                             |       |
|                  |                            | 9/15(金)～18(月)        | アイ・ドーム他        | 40  | 一関支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/2(月)～5(木)         | 岩手労働基準協会花巻支部   | 40  | 花巻支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/2(月)～5(木)         | 久慈市文化会館他       | 30  | 二戸支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/17(火)～20(金)       | 釜石職業訓練協会       | 30  | 釜石支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/17(火)・23(月)～25(水) | 釜石職業訓練協会       | 10  | 釜石支部  |                             |       |
|                  | 小型移動式クレーン運転技能講習            | 8/21(月)～22(火)・24(木)  | 岩手労働基準協会宮古支部他  | 30  | 宮古支部  | 29,160<br>(一部免除者)<br>27,000 | 1,645 |
|                  |                            | 9/12(火)～14(木)        | 釜石職業訓練協会       | 20  | 釜石支部  |                             |       |
|                  |                            | 9/12(火)～13(水)・15(金)  | 釜石職業訓練協会       | 20  | 釜石支部  |                             |       |
|                  |                            | 9/13(水)～15(金)        | 久慈市文化会館        | 30  | 二戸支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/2(月)～4(水)         | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/17(火)～19(木)       | 気仙教育会館他        | 30  | 大船渡支部 |                             |       |
|                  |                            | 10/17(火)～18(水)・20(金) | 気仙教育会館他        | 20  | 大船渡支部 |                             |       |
|                  |                            | 10/23(月)～25(水)       | 岩手労働基準協会花巻支部   | 30  | 花巻支部  |                             |       |
|                  | ガス溶接技能講習                   | 10/13(金)～14(土)       | 岩手労働基準協会花巻支部他  | 60  | 花巻支部  | 9,720                       | 864   |
|                  | 高所作業車運転技能講習                | 10/23(月)～24(火)       | 岩手労働基準協会宮古支部他  | 20  | 宮古支部  | 34,560<br>(一部免除者)<br>31,320 | 1,850 |
|                  | 安全衛生推進者養成講習                | 8/23(水)～24(木)        | 釜石職業訓練協会       | 40  | 釜石支部  | 8,640                       | 1,404 |
|                  |                            | 10/10(火)～11(水)       | 岩手労働基準協会花巻支部   | 60  | 花巻支部  |                             |       |
| 特<br>別<br>教<br>育 | アーク溶接等の業務特別教育              | 9/1(金)～2(土)          | 北上製紙(株)        | 40  | 一関支部  | 9,720<br>10,800             | 1,080 |
|                  |                            | 9/5(火)～6(水)          | 岩手労働基準協会研修センター | 60  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  | 自由研削と石の取替え等の業務特別教育         | 9/28(木)              | 岩手労働基準協会花巻支部   | 60  | 花巻支部  | 5,400<br>6,480              | 1,188 |
|                  |                            | 10/7(土)              | アイ・ドーム         | 40  | 一関支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/12(木)             | 岩手労働基準協会研修センター | 60  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  |                            | 10/19(木)             | 岩手労働基準協会宮古支部   | 40  | 宮古支部  |                             |       |
|                  | 小型車両系建設機械運転業務特別教育          | 9/19(火)～20(水)        | 岩手労働基準協会花巻支部   | 20  | 花巻支部  | 13,284<br>14,364            | 1,645 |
|                  |                            | 10/23(月)～24(火)       | 岩手労働基準協会研修センター | 40  | 盛岡支部  |                             |       |
|                  | 粉じん作業特別教育                  | 9/13(水)              | 岩手労働基準協会研修センター | 30  | 盛岡支部  | 4,860<br>5,940              | 648   |

| 区分   | 講習名                   | 実施日                                  | 場 所            | 定 員 | 申 込 先 | 受 講 料            | テキスト代       |
|------|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-----|-------|------------------|-------------|
| 特別教育 | 動力プレス金型等の取付等業務特別教育    | 8/24(木)～25(金)                        | 気仙教育会館他        | 30  | 大船渡支部 | 8,640<br>9,720   | 1,080       |
|      | クレーン運転業務特別教育          | 9/25(月)～26(火)                        | 岩手労働基準協会花巻支部   | 60  | 花巻支部  | 8,460<br>9,720   | 1,645       |
|      |                       | 9/26(火)～27(水)                        | 気仙教育会館他        | 30  | 大船渡支部 |                  |             |
|      |                       | 10/13(金)～14(土)                       | 一関職業訓練協会       | 20  | 一関支部  |                  |             |
|      |                       | 10/26(木)～27(金)                       | 岩手労働基準協会研修センター | 30  | 盛岡支部  |                  |             |
|      | 足場の組立て等の特別教育(6時間)     | 9/12(火)                              | 気仙教育会館         | 40  | 大船渡支部 | 5,400<br>6,480   | 800         |
|      | 産業用ロボット特別教育(教示等)      | 10/25(水)                             | 岩手労働基準協会研修センター | 50  | 盛岡支部  | 7,560<br>8,640   | 1,944       |
| その他  | 巻上げ機の運転業務に係る特別教育      | 10/24(火)～25(水)                       | 気仙教育会館他        | 40  | 大船渡支部 | 11,880<br>15,012 | 1,030       |
|      | 職長教育                  | 9/25(月)～26(火)                        | 釜石職業訓練協会       | 30  | 釜石支部  | 11,880<br>12,960 | 864         |
|      |                       | 10/26(木)～27(金)                       | アイ・ドーム         | 50  | 一関支部  |                  |             |
|      |                       | 10/30(月)～31(火)                       | 気仙教育会館         | 30  | 大船渡支部 |                  |             |
|      | 職長・安全衛生責任者            | 9/14(木)～15(金)                        | 気仙教育会館         | 40  | 大船渡支部 | 11,880<br>12,960 | 1,512       |
|      | 職長教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育 | 10/12(木)                             | 気仙教育会館         | 40  | 大船渡支部 | 7,560<br>8,640   | 1,620       |
|      | 刈払い機取扱作業安全衛生教育        | 8/30(水)                              | アイ・ドーム         | 40  | 一関支部  | 7,560<br>8,640   | 2,700       |
|      | 有機溶剤作業従事者安全衛生教育       | 10/3(火)                              | 気仙教育会館         | 30  | 大船渡支部 | 6,264<br>7,344   | 864         |
|      | 化学物質のためのリスクアセスメントセミナー | 9/14(木)                              | 岩手労働基準協会研修センター | 60  | 本 部   | 4,860<br>5,940   | 864         |
|      | 安全管理者選任時研修            | 9/7(木)～8(金)                          | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 本 部   | 14,040<br>16,200 | 1,512       |
|      | 安全管理者能力向上教育(定期)       | 10/30(月)                             | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 本 部   | 6,480<br>7,560   | 2,160       |
|      | 第1種衛生管理者試験準備講習        | 10/5(木)～6(金)<br>及び<br>10/10(火)～11(水) | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 本 部   | 14,040<br>16,200 | 6,690       |
|      | 衛生担当者研修会              | 9/4(月)                               | 岩手労働基準協会研修センター | 100 | 盛岡支部  | 会員<br>非会員        | 無料<br>1,000 |
|      | 危険予知普及講習              | 8/22(火)                              | 気仙教育会館         | 40  | 大船渡支部 | 5,940<br>7,020   | 756         |

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

### 岩手労働基準協会お問い合わせ先

|           | 電話番号         | FAX番号        | E-mail アドレス                  |
|-----------|--------------|--------------|------------------------------|
| 本 部       | 019-681-9911 | 019-681-1018 | honbu@iwateroukikyo.com      |
| 盛 岡 支 部   | 019-681-1076 | 019-681-1018 | morioka@iwateroukikyo.com    |
| 宮 古 支 部   | 0193-62-4906 | 0193-62-4906 | miyako@iwateroukikyo.com     |
| 釜 石 支 部   | 0193-55-4380 | 0193-55-4381 | kamaisi@iwateroukikyo.com    |
| 花 巻 支 部   | 0198-29-4800 | 0198-29-4801 | hanamaki@iwateroukikyo.com   |
| 一 関 支 部   | 0191-23-7729 | 0191-23-7720 | ichinoseki@iwateroukikyo.com |
| 大 船 渡 支 部 | 0192-47-3882 | 0192-47-3887 | ofunato@iwateroukikyo.com    |
| 二 戸 支 部   | 0195-23-5521 | 0195-23-0419 | ninohe@iwateroukikyo.com     |



クイズプレゼント

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●7月号の正解

陸上貨物運送事業の荷役作業における死亡労働災害では、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④トラックの無人暴走、⑤〇〇〇〇〇〇〇〇の事故が約80%を占めている。陸上貨物運送事業者の皆さまには①から⑤の荷役5大災害を防止するための対策の徹底をお願いしています。⑤の〇〇〇〇〇〇〇〇に入る言葉を次の3つから選んでください！

- ① トラック後退時
- ② トラック右折時
- ③ トラック前進時

ヒント 本誌2～3ページの記事を参考に回答してください。

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成29年8月22日（火）消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

③

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報お待ちしております。

新コーナー ご当地紹介コーナー 8月・葉月



遠野ホップ収穫祭2017

写真提供：遠野市商工観光課

歌って、踊って、食べて、飲んでLET'S HOPPING! 遠野産ホップIBUKIと畑の恵みの収穫を祝い、ビールと食の祭典!!!

「ビールの里」遠野は54年間ホップをつくり続けており、国内生産トップクラスを誇る「ホップの産地」です。今年も生産者の皆様が育てた最高のホップを、美味しいビールと遠野の旬の食材を味わいながら一緒に収穫を祝う祭です。

開催日 8月26日(土)～27日(日) 11:00～21:00

場所 遠野蔵の道ひろば

(JR遠野駅より徒歩5分) 雨天決行

お問い合わせ先 TKプロジェクト実行委員会

(遠野市商工観光課内)

電話 0198-62-2111

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

死ぬ勇氣あれば容易い生きること

いじめにどうにも耐えられなくて、自殺に走る悲しいニュースが後を絶たない。色々な事情があるとは思うものの、どうにか生きて欲しい。

(川柳原生林5月号<杜若>河野康夫作品より)

岩手の死亡災害（6月末）

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
| 製 造 業     | 1 | (2) |
| 鉱 業       | 0 | (0) |
| 建 設 業     | 1 | (4) |
| 運 輸 交 通 業 | 2 | (1) |
| 林 業       | 1 | (3) |
| 商 業       | 0 | (1) |
| そ の 他     | 1 | (1) |

累 計 6 (12)  
( ) 内は前年同期

編集後記

昨年の8月30日岩手県内を台風10号が縦断し、宮古・岩泉・久慈地域に大きな災害をもたらした出来事は忘れないことでした。未だに災害の傷痕が残っている地域があります。7月に梅雨前線の影響で九州地方は集中豪雨で甚大な被害を受けたことは他人ごとではありません。災害は忘れた頃に……、という言葉は最近ではまらなくなってきました。また、同様の

災害が来ると想定して構えなければなりません。地震、雷、火事、オヤジと昔から言われたものです。昔は怖いと言われたオヤジが率先して災害から家族を守っていかなければなりません。会社でも、ご自宅でも備えは万全ですか？ もう一度点検し、連絡体制もこれでいいのか確認して、災害への備えをしていきましょう!!

発 行 平成29年8月1日

定価 1部 100円

〔 会員事業所の購読料  
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会

盛岡市北飯岡一丁目10-25

☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018

編集・発行人 戸 澤 勝 弘